

○尼崎市情報公開条例施行規則

平成17年3月31日

規則第30号

改正 平成21年3月30日規則第27号

平成23年6月23日規則第40号

平成24年7月6日規則第63号

平成25年6月25日規則第44号

平成27年3月19日規則第4号

平成28年3月31日規則第45号

平成30年3月29日規則第13号

令和元年6月27日規則第10号

令和2年3月31日規則第17号

令和3年5月25日規則第37号

尼崎市公文書の公開及び個人情報の保護に関する条例施行規則（平成元年尼崎市規則第13号）の全部を改正する。

（この規則の趣旨）

第1条 この規則は、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号。以下「条例」という。）第2条第2号イ、第11条第1項、第15条第1項及び第2項、第22条第1項第1号、第25条第1項、第26条第2項並びに第29条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第2号イの規則で定める機関等）

第2条 条例第2条第2号イの規則で定める機関は、次のとおりとする。

- (1) 尼崎市立中央図書館
- (2) 尼崎市立北図書館
- (3) 尼崎市立歴史博物館
- (4) 尼崎市市政情報センター

2 条例第2条第2号イの歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次の各号に掲げる方法により管理されているものとする。

- (1) 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。
- (2) 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
- (3) 次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

ア 当該資料に条例第7条第2号及び第3号に掲げる情報が記録されていると認められる場合において、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。

イ 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は条例第7条第3号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合において、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

ウ 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は当該資料を保有する機関において当該原本が現に使用されている場合において、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

(4) 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めが設けられ、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

(令2規則17・一部改正)

(開示請求書の記載事項)

第3条 開示請求書には、開示請求に係る公文書について次の各号に掲げる事項を記載することができる。

(1) 求める開示の実施の方法

(2) 事務所における開示（次号に規定する方法以外の方法による公文書の開示をいう。

以下同じ。）の実施を求める場合にあっては、当該事務所における開示の実施を希望する日

(3) 写しの送付の方法による公文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 前項第1号並びに次条第1項第1号及び第2項第1号において「開示の実施の方法」とは、文書又は図画については閲覧又は写しの交付をいい、電磁的記録については条例第16条第1項の規定により実施機関が定める方法をいう。

(条例第11条第1項の規則で定める事項)

第4条 条例第11条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 開示決定に係る公文書について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所

(3) 写しの送付の方法による公文書の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用の額

2 開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第11条第1項の規則で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、当該号

に定める事項とする。

- (1) 前条第1号の方法による公文書の開示を実施することができる場合（事務所における開示については、同条第2号の日を実施することができる場合に限る。）その旨及び前項各号に掲げる事項（同条第1号の方法に係るものを除く。）
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項  
（第三者に対する通知に当たっての注意）

第5条 実施機関は、条例第15条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求者の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（条例第15条第1項及び第2項の規則で定める事項）

第6条 条例第15条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第15条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第15条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由  
（公文書の開示の実施の方法）

第7条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号までに該当するものを除く。） 当該文書又は図画  
（条例第16条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号に定めるもの）
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの（これにより難い場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）又は同規格B列4番（以下「B4判」という。）の大きさの用紙に印刷したもの）
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの
- (4) スライド 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、当該各号に定めるものを交付す

ることとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号までに該当するものを除く。） 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したもの（これにより難しい場合にあっては、当該文書又は図画を複写機によりA3判を超える大きさの用紙に複写したもの）
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをA3判又はB4判の用紙に印刷したものの（単色刷りのものに限る。）
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
- (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- (3) 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であつて、市長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの  
ア 当該電磁的記録を日本産業規格A列4番（以下「A4判」という。）以下の用紙に出力したもの（これにより難しい場合にあっては、当該電磁的記録をA4判を超える大きさの用紙に出力したもの。ウにおいて同じ。）の閲覧  
イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴  
ウ 当該電磁的記録をA4判以下の用紙に出力したものの交付  
エ 当該電磁的記録をCD-R（日本産業規格X0606に適合する幅120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものをいう。以下同じ。）又はDVD-R（日本産業規格X6241に適合する幅120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものをいう。以下同じ。）に複写したものの交付

4 電磁的記録の開示を請求する者から前項各号に定める開示の実施の方法以外の方法による開示の求めがあつたときは、市長が当該電磁的記録の量及び性質並びに電子計算機等による処理能力を勘案した上で特に認める場合に限り、当該請求者が求める方法により開示を実施することができる。

(平27規則4・令元規則10・一部改正)

(実施機関の申出)

第8条 開示決定等について審査請求があった場合（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第24条の規定により当該審査請求が却下される場合を除く。）において、当該開示決定等に係る公文書に記録されている情報がその取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、当該開示決定等をした実施機関は、同法第41条第1項又は第2項（これらの規定を同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により審理手続が終結されるまでの間、その旨を当該審査請求に係る審理員（同法第11条第2項に規定する審理員をいう。）（同法第9条第3項に規定する場合にあっては、同条第1項に規定する審査庁）に申し出ることができる。

(平28規則45・追加)

(条例第22条第1項第1号の規則で定める重要な計画)

第9条 条例第22条第1項第1号の規則で定める重要な計画は、次のとおりとする。

- (1) 法令又は条例の規定によりその策定が義務付けられている計画
- (2) 前号に掲げる計画のほか、条例第22条第1項第4号に規定する附属機関等の調査審議を経て策定される計画
- (3) その他市政全般に係る総合的な計画

(平28規則45・旧第8条繰下)

(条例第25条第1項の規則で定めるもの)

第10条 条例第25条第1項の規則で定めるものは、別表第1のとおりとする。

(平28規則45・旧第9条繰下)

(写しの作成及び送付に要する費用)

第11条 条例第26条第2項の規定により負担しなければならない写しの作成に要する費用（以下「作成費用」という。）の額は、別表第2の左欄に掲げる開示を受ける公文書の種別の区分及び同表の中欄に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

- 2 条例第26条第2項の規定により負担しなければならない写しの送付に要する費用（以下「送付費用」という。）の額は、当該写しの送付に要する郵便料金に相当する額とする。
- 3 送付費用は、郵便切手で納付しなければならない。
- 4 作成費用及び送付費用は、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(平27規則4・一部改正、平28規則45・旧第10条繰下)

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月30日規則第27号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成23年6月23日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年7月6日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年6月25日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年3月19日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の尼崎市情報公開条例施行規則第7条第2項第1号及び第2号並びに第3項第3号エ並びに別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に行われた開示請求（尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）に係る公文書（同条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）の開示について適用し、同日前に行われた開示請求に係る公文書の開示については、なお従前の例による。

付 則（平成28年3月31日規則第45号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の尼崎市情報公開条例施行規則第8条の規定は、この規則の施行の日以後にされる開示決定等（尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）第12条第1項に規定する開示決定等をいう。）に係る審査請求について適用する。

付 則（平成30年3月29日規則第13号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中尼崎市情報公開条例施行規則別表第1第1項の改正規定（中略）は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年6月27日規則第10号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

付 則（令和2年3月31日規則第17号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第3号の改正規定は、同年10月10日から施行する。

付 則（令和3年5月25日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1

（平21規則27・平23規則40・平24規則63・平25規則44・平30規則13・令2規則17・令3規則37・一部改正）

1	一般財団法人尼崎市職員厚生会
2	公益財団法人尼崎環境財団
3	公益財団法人尼崎健康医療財団
4	公益財団法人尼崎市文化振興財団
5	公益社団法人尼崎人権啓発協会
6	公益財団法人尼崎地域産業活性化機構
7	公益社団法人尼崎市シルバー人材センター
8	一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所
9	公益財団法人尼崎緑化公園協会
10	公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団
11	一般社団法人あまがさき観光局
12	社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団
13	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
14	株式会社エーリック
15	尼崎都市開発株式会社
16	尼崎交通事業振興株式会社

別表第2

（平27規則4・全改）

開示を受ける公文書の種別	写しの交付の方法	作成費用の額
1 文書又は図画（次項から第4	(1) 複写機により複写したもの（A3判以下 の大きさのものに限る。）の交付	1枚につき10円（多色刷りでA4判以下の大きさのものにあっ

項までに該当するものを除く。)		ては50円、多色刷りでA4判を超える大きさのものにあつては80円)
	(2) 複写機により複写したものの交付 (前号に該当するものを除く。)	市長が実費を勘案して相当と認める額
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したものの交付	1枚につき10円
3 写真フィルム	印画紙に印画したものの交付	市長が実費を勘案して相当と認める額
4 スライド	印画紙に印画したものの交付	市長が実費を勘案して相当と認める額
5 電磁的記録	(1) 用紙に出力したもの(A3判以下の大きさのものに限る。)の交付(第3号に該当するものを除く。)	第1項第1号に掲げる額
	(2) 用紙に出力したもの(A3判を超える大きさのものに限る。)の交付(次号に該当するものを除く。)	市長が実費を勘案して相当と認める額
	(3) 写真を用紙に出力したものの交付	市長が実費を勘案して相当と認める額
	(4) CD-Rに複写したものの交付	1枚につき60円
	(5) DVD-Rに複写したものの交付	1枚につき90円
	(6) 前各号に掲げるもののほか、第7条第4項の規定により開示を実施する場合において作成した写しの交付	市長が実費を勘案して相当と認める額
<p>摘要 第1項若しくは第2項に掲げる公文書の写しを交付する場合又は第5項に掲げる公文書を同項第1号から第3号までに掲げる方法によりその写しを交付する場合において、用紙の両面に印刷してこれらの写しを作成するときにおけるその作成費用の額は、その片面を1枚として算定する。</p>		